

No. 4 財団法人青森県建設技術センター

1 法人の概要

(平成 23 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 星野 明	県所管部課名	県土整備部整備企画課
設立年月日	昭和 51 年 4 月 1 日	基本財産	3,000 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	3,000 千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	11名	2名
	監事	2名	0名
	職員	66名	50名
			備考
			県OB1名
			県OB7名
業務内容	建設事業に関する調査、研究及び技術的支援並びに県が管理する流域下水道事業等の維持管理等		
経営状況 (平成 22 年度)	経常収益 1,488,558 千円 経常費用 1,387,062 千円 当期経常増減額 101,496 千円 当期一般正味財産増減額 104,115 千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,358,696 千円 (うち下水道維持管理等に係るもの 1,107,371 千円)	

2 沿革

昭和 50 年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図ることを目的に、昭和 51 年 4 月に、当法人は設立された。

一方、昭和 62 年 4 月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成 3 年 4 月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うとともに、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成 2 年 4 月に財団法人青森県下水道公社（以下「下水道公社」という。）が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成 14 年 4 月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

なお、当法人では、平成 18 年 4 月から県の指定管理者としての指定を受け、岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道、十和田湖特定環境保全公共下水道の各処理施設の維持管理業務を実施している。

3 法人を取り巻く現状

公共事業の全体量の減少が続いている中であって、営業活動の強化による収入の確保や人件費の見直しを含む経費削減の努力により、経営の独立民営化が図られた平成18年度以降、毎年1億円以上の黒字を計上している。その中で、新公益法人制度改革への対応に当たり、当法人の事業内容等を踏まえ、移行する法人形態をどのようにするのが課題となっている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 経営基盤の強化

ア 法人の対応

厳しさを増す近年の社会経済情勢や公共事業の全体量の縮小を反映し、当法人の受託事業量は全体的に減少傾向にあるが、業務範囲の拡大に向けた積極的な営業活動を行うため、理事長をトップとした営業活動チームを編成し、当法人の役割や技術力等を積極的に市町村や民間等にアピールし受注拡大に努めているほか、高品質な成果品を提供するための更なるチェック体制の強化、多様化する顧客ニーズへの適切な対応と業務の拡大・新規開拓等を行うための組織の改編、職員への指導・育成の充実と技術力の向上に取り組んでいる。

イ 委員会の意見等

品質向上への取組や、それを支える組織体制の見直し・営業活動の強化など、経営改革への取組を継続し成果をあげていることについて評価するものである。今後とも引き続き安定した経営を維持していくため、厳しさを増している経営環境に柔軟に対応しながら、技術力と競争力の向上への努力を怠ることなく、経営基盤の強化に努めていただきたい。

(2) 新公益法人制度への適切な対応

ア 法人の対応

現在、他県の類似法人の対応状況等に関する情報を収集・整理しながら、公益性に関する認定基準に照らし、当法人の事業内容についての分析・検討を行っているところであり、今後、移行する法人形態の方向性について結論を出し、平成24年度中に移行申請を行う予定である。

イ 委員会の意見等

新公益法人制度への対応については、当法人の事業内容を踏まえつつ移行する法人形態を十分に検討の上、移行方針を早期に決定していただきたい。

また、当法人は、平成22年度決算において、これまでの県受託事業等により累積した12億円余の正味財産を有するが、一般財団法人へ移行することとした場合には、自らが作成する「公益目的支出計画」に基づき、公益目的事業、類似の事業を目的とする他の公益法人等や国又は地方公共団体への寄付、又はこれまで実施してきた公益事業を行わなければならないため、当法人の役割、事業内容及び財務状況等について十分に分析・検討し、出資者である県と協議した上で、適切かつ慎重に対処することを引き続き求めるものである。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

総合評価の概要

- ・ 厳しい経済情勢を反映して、近年の当法人の経常収益は減少してきているが、経費節減に努めた結果、当期経常増減額は一定水準を維持していること。
- ・ 理事長をトップとした業務範囲の拡大に向けた営業活動や、成果品の高品質を確保するための職員の育成にも努め、多様化する顧客ニーズに対応していること。
- ・ 新公益法人制度への対応については、移行方針を早期に決定し、移行手続きを進める必要があること。